令和4年度

鳥獣被害防止総合対策交付金 鳥獣被害防止対策促進支援事業のうち ジビエ広域搬入モデル実証支援事業 及び ジビエレストラン拡大事業 公募要領

令和5年1月

農林水産省農村振興局 農村政策部鳥獣対策·農村環境課鳥獣対策室 鳥獣被害防止総合対策交付金鳥獣被害防止対策促進支援事業のうち ジビエ広域搬入モデル実証支援事業及びジビエレストラン拡大事業公募要領

第1 趣旨

鳥獣による農林水産業等に係る被害については、鳥獣の生息分布域の拡大、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、中山間地域等を中心に全国的に深刻化しています。また、鳥獣による農林水産業等に係る被害は、農林漁業者の経営意欲の低下等を通じて、耕作放棄地の増加等をもたらし、これが更なる被害を招く悪循環を生じさせています。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第10条の2第2項では、国は、捕獲等鳥獣の当該施設への搬入に必要な設備及び資材の整備充実、鳥獣の食品としての利用等その有効利用の促進を図るため、需要の開拓の取組等に対する支援等の措置を講ずるものとされています。

このため、ジビエ広域搬入モデル実証支援事業(以下「広域搬入モデル事業」といいます。)は、この一環として、捕獲鳥獣の処理加工施設への搬入を推進するため、捕獲現場の地理的条件等に合わせた新たな搬入機器等の開発・改良及び実証等を行う取組を支援するものです。

また、ジビエレストラン拡大事業(以下「ジビエレストラン事業」といいます。) は、捕獲した野生鳥獣を地域資源として有効活用するとともに、全国的な野生鳥獣 肉(以下「ジビエ」といいます。)の利用を推進するため、新たにジビエメニューを取り扱うレストランその他の飲食店(以下「ジビエレストラン」といいます。)の拡大に向けた取組を実施するものです。

第2 事業の内容

1 広域搬入モデル事業

広域搬入モデル事業は、捕獲鳥獣の処理加工施設への搬入に関するノウハウ等を有する民間事業者等と処理加工施設その他の関係者で構成される検討体制(コンソーシアム)を構成し、捕獲した野生鳥獣の処理加工施設への搬入の促進に結びつくと考えられる以下の取組の実証等を実施するものとします。

(1) 小型の移動式解体処理車の製作・実証

捕獲地に近い場所で解体処理を行うため、既存の移動式解体処理車(車内で捕獲鳥獣の剥皮、内臓摘出、解体等を行うことができる車両)の機能等の問題点を抽出した上で、改良型の車両を製作し、既存の処理加工施設との連携の下、車両の機能や処理した食肉の品質評価等の実証・展示等を行うこととします。

事業実施主体は、次のアからオまでの全ての取組を実施するものとします。

ア 検討会の開催

既存の移動式解体処理車の機能等の問題点を抽出し、車両の改良の方向性について意見交換を行うための検討会を開催します。

イ 改良型移動式解体処理車の製作

既存の移動式解体処理車の機能等の問題点を解消し、実用可能な改良型の移動式解体処理車を製作します。

なお、原則として3頭の捕獲鳥獣を取り扱うことが可能な車両を製作するものとします。

ウ 改良型移動式解体処理車の機能等の実証

改良型の移動式解体処理車を活用し、既存の処理加工施設との連携の下、機能を十分発揮し得るか、また、処理した食肉の品質評価等について実証を行います。

なお、実証に当たっては、全国のより多くの地域で実用可能とするため、地理的、気象的条件等も考慮し、地域ブロック(東北地方、関東地方等)の異なる複数地区(2か所以上)で複数回(夏季、冬季等)実施するものとします。

また、可能な限り実証地区の近隣の捕獲者、処理加工施設、都道府県及び市町村関係者、コンソーシアム関係者等も参集し、展示効果も発揮できるように実証を行うものとします。

工 情報発信

ウの実証後は、コンソーシアムに属する組織のホームページ、SNS等において、広く情報発信を行います。

なお、情報発信に際しては、知的財産権保護の観点から、必要に応じて一部の情報を農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課(以下「担当部署」といいます。)との協議の上で非公表にできるものとします。

オ 改良型移動式解体処理車運用マニュアル等の作成

改良型の移動式解体処理車の取扱方法、捕獲現場や処理加工施設での運用方法等について取りまとめたマニュアル、処理した食肉の品質評価等について取りまとめた報告書を作成します。

(2)軽トラックの改造・実証

急傾斜地等の捕獲現場から処理加工施設への搬入を行うため、軽トラック(軽自動車区分に該当する小型トラック)又は保冷車に巻き上げ機(ウィンチ)等を 実装し、既存の処理加工施設との連携の下、車両の機能や処理加工施設に搬入し た食肉の品質評価等の実証・展示等を行うこととします。

事業実施主体は、次のアからオまでの全ての取組を実施するものとします。

ア 検討会の開催

軽トラック又は保冷車を活用した捕獲鳥獣の運搬、処理加工施設への搬入を進めるため、巻き上げ機(ウィンチ)等の設置等の方法について意見交換を行うための検討会を開催します。

イ 軽トラックの改造

捕獲鳥獣の運搬のため、軽トラック又は保冷車にウィンチ等を実装する等の実用可能な改造を行います。

ウ 軽トラックの機能等の実証

イにより改造した軽トラック又は保冷車について、既存の処理加工施設と

の連携の下、機能を十分発揮しうるか、また、施設に搬入された食肉の品質評価等について実証を行います。

なお、実証に当たっては、全国のより多くの地域で実用可能とするため、地理的、気象的条件等も考慮し、地域ブロック(東北地方、関東地方等)の異なる複数地区(2か所以上)で複数回(夏季、冬季等)実施するものとします。

また、可能な限り実証地区の近隣の捕獲者、処理加工施設、都道府県及び市町村関係者、コンソーシアム関係者等も参集し、展示効果も発揮できるように実証を行うものとします。

工 情報発信

ウの実証後は、コンソーシアムに属する組織のホームページ、SNS等において、広く情報発信を行います。

なお、情報発信に際しては、知的財産権保護の観点から、必要に応じて一部の情報を担当部署との協議の上で非公表にできるものとします。

オ 軽トラック改造マニュアルの作成

軽トラック又は保冷車へのウィンチ等の実装方法、改造に当たっての留意 事項や捕獲鳥獣の運搬にあたり必要な処理方法、現場で活用するに当たっての 注意点について取りまとめたマニュアル、処理した食肉の品質評価等について 取りまとめた報告書を作成します。

(3) コンテナ式処理施設等の活用・実証

輸送用のコンテナ等を活用し、捕獲鳥獣の剥皮、内臓摘出、解体等が行える機器等を実装することとします。

また、実装後のコンテナ式処理施設等を活用し、広域搬入体制の構築や処理した食肉の品質評価等について、実証・展示等を行うとともに、既存の処理加工施設との連携についての検討を行うこととします。

事業実施主体は、次のアからオまでの全ての取組を実施するものとします。

ア 検討会の開催

輸送用コンテナ等を簡易な処理加工施設として活用するための課題の抽出等について意見交換を行うための検討会を開催します。

イ コンテナ等の改造

輸送用コンテナ等を簡易な処理加工施設として活用するため、コンテナ内部に、捕獲鳥獣の剥皮、内臓摘出、解体等が行える機器等の実装を行います。

ウ コンテナ等の機能等の実証

イで実装したコンテナ等を活用し、簡易な処理加工施設としての機能が実用可能かどうか、処理した食肉の品質評価等の実証を行うとともに、既存の処理加工施設との連携についての検討を行います。

なお、実証に当たっては、全国のより多くの地域で実用可能とするため、地 形的条件等を考慮し、地域ブロック(東北地方、関東地方等)の異なる複数地 区(2か所以上)で複数回(夏季、冬季等)実施するものとします。

また、可能な限り実証地区の近隣の捕獲者、処理加工施設、都道府県及び市

町村関係者、コンソーシアム関係者等も参集し、展示効果も発揮できるように 実証を行うものとします。

工 情報発信

ウの実証後は、コンソーシアムに属する組織のホームページ、SNS等において、広く情報発信を行います。

なお、情報発信に際しては、知的財産権保護の観点から、必要に応じて一部の情報を担当部署との協議の上で非公表にできるものとします。

オ コンテナ等活用型処理加工施設設置マニュアルの作成

コンテナ等を活用した簡易な処理加工施設への機器等実装方法、処理加工 等作業に関する留意事項、法令等への対応方法、既存の処理加工施設との連携 について取りまとめたマニュアル、処理した食肉の品質評価等について取りま とめた報告書を作成します。

(4) 生体搬入方法の実証

囲いわなや箱わなで捕獲した鳥獣を生きたまま処理加工施設へ搬入(以下「生体搬入」といいます。)するための安全性その他の問題点を抽出した上で、運搬に適したおりを製作し、生体搬入の取組や処理した食肉の品質評価、既存の処理加工施設との連携等について、実証・展示等を行うこととします。

事業実施主体は、次のア及びウからオまでの全ての取組を実施するものとします。

なお、イについては、既存の生体搬入用おりでは実証が困難な場合等に実施するものとします。

ア 検討会の開催

囲いわなや箱わなで捕獲した鳥獣を生体搬入するための課題の抽出等についての意見交換を行うための検討会を開催します。

イ 生体搬入用おりの製作

捕獲鳥獣を処理加工施設へ生体搬入するための実用可能な専用おりを製作します。

ウ 生体搬入の実証

既存の生体搬入用のおりや、イで製作したおりを活用し、処理加工施設への 搬入や処理した食肉の品質等の実証を行います。

なお、実証に当たっては、全国のより多くの地域で実用可能とするため、地域ブロック(東北地方、関東地方等)の異なる複数地区(2か所以上)で複数回(夏季、冬季等)実施するものとします。

また、可能な限り実証地区の近隣の捕獲者、処理加工施設や都道府県及び市 町村関係者、コンソーシアム関係者等も参集し、展示効果も発揮できるように 実証を行うものとします。

工 情報発信

ウの実証後は、コンソーシアムに属する組織のホームページ、SNS等において、広く情報発信を行います。

なお、情報発信に際しては、知的財産権保護の観点から、必要に応じて一部の情報を担当部署との協議の上で非公表にできるものとします。

オ 生体搬入マニュアルの作成

捕獲現場から処理加工施設への捕獲個体の生体搬入を行うに当たってのおりの使用方法、輸送の安全性の確保、食肉の品質面への影響について取りまとめたマニュアル、処理した食肉の品質評価等の留意事項について取りまとめた報告書の作成を行うものとします。

2 ジビエレストラン事業

ジビエレストラン事業は、次に掲げるレストラン拡大支援事業及びジビエバイヤーズ商談事業から成り、事業ごとに事業実施主体を募るものとします。

(1) レストラン拡大支援事業

1)調理人へのジビエの調理実習

ジビエ調理に長けた調理人等を指導者とし、洋食のみならず、和食や中華、ファストフード等の各分野でジビエを新たに取り扱う、又は今後もジビエメニューの取扱いを増加しようとする調理人等に対し、テストキッチン等においてジビエの衛生的な扱い方(器具の洗浄や加熱調理等)や調理方法、基礎的なレシピについての指導・実習・勉強会を全国各地(3地域以上)で実施します。なお、調理実習の開催地域については、担当部署と事前に協議した上で決定します。

2) ジビエレストランのメニュー開発等

長期的にジビエメニューの提供を行う意欲のある飲食店(原則として、新たなジビエメニューの提供が始まった時点から連続する1年以上とする。)に対し、各店の業態に即したジビエメニューの提供・販売に向け、メニューの開発等を支援するため、以下のア及びイについて取り組むものとします。

ア ジビエメニューの試作や反復練習に使うためのジビエ等を調達・提供することとします。ジビエの調達先は国産ジビエ認証施設等から選定することとします。また、ジビエを扱うため新たに必要となる調理機器等をジビエレストランに提供できるものとします。

なお、ジビエ等の提供量・調達先及び調理機器等の調達に当たっては、担当部署と事前に協議した上で決定します。

イ 試作・開発したジビエメニューについては、一般モニターや調理人・ジビ エ関係者を対象とした試食会等を実施し、アンケート調査や意見交換会を行 い、その結果を取りまとめ、分析することとします。調査内容については、担 当部署と事前に協議した上で決定するものとします。

3) ジビエレストランの情報発信

ジビエレストランにおけるジビエメニューの認知及び定着に向け、PR資材(のぼり等)を事業実施主体又はジビエレストランが作成し、ジビエレストランにおいて利用するとともに、ホームページ、SNS及び雑誌媒体等を通じて情報発信を行うものとします。

4) その他事業の目的を達成するために必要な取組

上記のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、検討の 上、実施することができるものとします。

また、担当部署は事業実施主体と協議・調整の上、必要に応じて、その他事業の目的を達成するために必要な取組を指示できるものとします。

5)報告書等

1) ~ 4) の取組成果を取りまとめた報告書を、記録写真や PR 資材データ 等と併せて、電子媒体(光学メディア)で提出することとします。

提出する電子媒体はウィルスチェックを行い、ウィルスチェック内容(ウィルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等)を記載したラベルを添付して提出することとします。

6) 留意事項

事業実施に当たっては、衛生面に十分配慮し、厚生労働省の「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)」に基づき取り組むとともに、試作のためのジビエの調達、ジビエレストランに対してもガイドラインの遵守を求めるものとします。

なお、事業実施後におけるジビエレストランの数等については担当部署と事前に協議した上で決定するとともに、事業実施主体は、長期的にジビエメニューの提供を行う意欲のある飲食店の状況を確認するため、事業実施期間終了後、ジビエレストラン事業の成果の状況を農村振興局長に報告しなければなりません。

(2) ジビエバイヤーズ商談事業

1) ジビエバイヤーズ商談会の実施

ア 国産ジビエの全国的な利用促進を図るため、国産ジビエを販売する食肉処理施設や地方公共団体等が、卸売業、流通業、食品メーカー、個人飲食店等 ヘPRを行うジビエバイヤーズ商談会を3回以上開催します。

なお、ジビエバイヤーズ商談会は、ジビエレストランの調理人等が必要な 食肉処理施設からジビエの調達を可能とするものとし、開催場所、開催回数、 出店店舗数については、担当部署と事前に協議した上で決定するものとしま す。

イ ジビエバイヤーズ商談会では、参加した食肉処理施設、地方公共団体、卸売業、流通業、食品メーカー、個人飲食店等に対して、ジビエ購入に関する課題、必要な事項や要素、基礎情報等についてアンケート調査を行い、結果を取りまとめ分析するとともに、必要に応じて分析結果を商談会参加者に提供することとします。また、事業実施後も商談が継続できるシステムの検討を行うこととします。なお、調査内容については、担当部署と事前に協議した上で決定するものとします。

2) その他事業の目的を達成するために必要な取組

上記のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、検討の

上、実施することができるものとします。

また、担当部署は事業実施主体と協議・調整の上、必要に応じて、その他事業の目的を達成するために必要な取組を指示できるものとします。

3)報告書等

1)・2)の取組成果を取りまとめた報告書を、記録写真や PR 資材データ 等と併せて、電子媒体(光学メディア)で提出することとします。

提出する電子媒体はウィルスチェックを行い、ウィルスチェック内容(ウィルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等)を記載したラベルを添付して提出することとします。

4) 留意事項

事業実施に当たっては、衛生面に十分配慮し、厚生労働省の「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)」に基づき取り組むとともに、商談会参加者に対してもガイドラインの遵守を求めるものとします。

第3 応募者の資格

- 1 広域搬入モデル事業の応募者は次の全ての要件を満たすコンソーシアムとします。
 - (1) コンソーシアムは、次の構成員により組織されることとします。
 - ア ジビエの広域搬入の促進に資する知見やノウハウ、技術等を有する民間事業者
 - イ 処理加工施設
 - ウ イの処理加工施設が所在する市町村

実証に必要な捕獲個体については、処理加工施設の所在する市町村と連携し、確保できる体制を整備することとします。

また、実証及び展示又は実証のみを行う市町村は参画を必須とし、展示のみが行われる地区が所在する市町村は参画を必須としませんが、事業の実施についてあらかじめ調整を行うとともに、助言等を受けられる体制を構築することとし、研究機関や大学、農業協同組合、猟友会等、実証に必要となる者が構成員となることは妨げないものとします。

- (2) コンソーシアムは、実施する事業等に係る事務手続を適正かつ効率的に行う ため、次に掲げる事項に係る規約等を定め、かつ、コンソーシアムの全ての構 成員がこれに同意していることとします。
 - ア目的
 - イ 代表者、代表者の権限の範囲、構成員及び事務局
 - ウ 意思決定の方法
 - エ 解散した場合の地位の承継者
 - オ 知的財産権が発生した場合の取扱方法
 - カ 事務処理及び会計処理の方法及び責任者
 - キ 財産の管理方法
 - ク 公印の管理及び使用の方法及び責任者

- ケ 会計監査及び事務監査の方法
- コ アからケまでに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項
- (3) (2) の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続において複数 の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、 かつ、その執行体制が整備されていること。
- (4) コンソーシアムの運営を行うための事務局を置くこと。
- (5) 広域搬入モデル事業を行う意思及び具体的な計画並びに広域搬入モデル事業を的確に実施できる能力を有すること。
- 2 ジビエレストラン事業の応募者は、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、 公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国 立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、国立研究開発法人又は 協議会(民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法 人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、 学校法人、独立行政法人、国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であ って、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある 協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものと する。)とします。

第4 交付金の交付限度額、補助率

交付金の交付限度額は次に掲げるとおりとし、補助率は定額とします。

なお、申請のあった金額については、交付対象経費等の精査により調整・減額 することもあるほか、事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の 返還が必要となります。

- 1 広域搬入モデル事業
 - (1) 小型の移動式解体処理車の製作・実証 交付対象となる交付金の額は、90,000 千円以内とします。
 - (2)軽トラックの改造・実証 交付対象となる交付金の額は、35,000千円以内とします。
 - (3) コンテナ式処理施設等の活用・実証 交付対象となる交付金の額は、50,000 千円以内とします。
 - (4) 生体搬入方法の実証 交付対象となる交付金の額は、25,000 千円以内とします。

2 ジビエレストラン事業

(1) レストラン拡大支援事業 交付対象となる交付金の額は、40,000 千円以内とします。

(2) ジビエバイヤーズ商談事業交付対象となる交付金の額は、30,000 千円以内とします。

第5 事業実施期間

事業実施期間は、交付決定の日から令和5年3月31日までとします。

第6 交付対象経費の範囲等

交付の対象となる経費は、以下のとおりです。

1 広域搬入モデル事業

申請に当たっては、事業実施期間中における所要額を算出していただきますが、 交付対象となる交付金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結 果、決定されることとなります。

また、必要経費については、円単位で積算することとします。

ただし、事業実施上不要又は過度と認められる経費は交付対象外とします。

(1) 設備備品費

「設備備品費」とは、事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、 改良、修繕、据付等に必要な経費です。

ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限ります。

なお、取得単価が50万円以上の設備、備品については、2社以上の見積書(当該設備、備品を販売する者が1社しか存在しない場合を除きます。)及びカタログ等を提出することとし、耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該設備、備品を管理する体制が整っているものとします。

また、当該設備、備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての 契約を交わすこととします。

(2) 事業費

1)会場借料

事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費です。

2) 通信・運搬費

事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費です。 切手は物品受払簿で管理し、電話等の通信費については、基本料を除くこと とします。

3)借上費

事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、保冷設備、 輸送機器等の借上経費です。

4) 印刷製本費

事業を実施するために直接必要な資料等の印刷の経費です。

5) 資料購入費

事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入経費です。 新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除きます。

6)原材料費

事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の 経費です。

7) 消耗品費

事業を実施するために直接必要な短期間(補助事業実施期間内)又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品、USBメモリ等の低廉な記憶媒体、実証試験・検証等に用いる低廉な器具等の経費です。

(3) 旅費

1)委員等旅費

事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費です。

2)調査等旅費

事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・ 検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費です。

(4)謝金

「謝金」とは、事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、 資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費です。

謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定することとし、その単価の設定根拠となる資料を提出することとします。

また、事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を 支払うことはできないものとします。

なお、実証に必要な野生鳥獣の捕獲については、必要な許可を受けた上で捕獲するものとし、実働に応じた対価を謝金として支払うものとし、有害捕獲として捕獲した個体を利用する場合は、捕獲活動経費と重複で支払うことのないようにすることとします。

(5)賃金

「賃金」とは、事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費です。

賃金については、広域搬入モデル事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とし、事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできません。

賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定することとし、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を提出することとします。

賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について (平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)の 定めるところにより取り扱うものとします。

また、雇用通知書等により広域搬入モデル事業にて雇用したことを明らかにすることとし、実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めないこととします。

(6) 役務費

「役務費」とは、事業を実施するため、それだけでは広域搬入モデル事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費、振込手数料等とします。

2 ジビエレストラン事業

交付の対象となる経費は、事業の実施に直接必要な経費及び成果の取りまとめ に必要な経費のうち、以下の(1)から(8)までのとおりです。

申請に当たっては、事業実施期間中における所要額を算出していただきますが、 交付対象となる交付金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結 果、決定されることとなります。

また、必要経費については、円単位で積算した後に千円未満を切捨て、円単位で計上することとします。

なお、事業実施上不要又は過度と認められる経費は、交付対象外とします。

(1)設備備品費

「設備備品費」とは、事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、 改良、修繕、据付等に必要な経費です。

ただし、第2の(1)の2)アの調理機器等は、ジビエを新たに取り扱うため に必要最低限な調理機器等とし、カタログ等を提出の上、担当部署の承認を得る ものとする。

なお、取得単価が50万円以上の設備、備品については、事業実施計画の承認申請の際に2社以上の見積書(当該設備、備品を販売する者が1社しか存在しない場合を除きます。)、カタログ等を提出していただきます。

(2)消耗品費

「消耗品費」とは、事業を実施するための原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、 各種事務用品等の調達に必要な経費です。

(3) 旅費

「旅費」とは、事業を実施するための事業実施主体又はその委託を受けた者が 行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施のための旅行に必要な経費 です。

(4)謝金

「謝金」とは、事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、 資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費です。

謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定する必要があり、その謝金の単価の設定根拠となる資料を、公募申請の際に提出していただきます。

なお、事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金は 支払うことはできません。

(5)賃金

「賃金」とは、雇用者等に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)です。

賃金については、ジビエレストラン事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とします。事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできません。

賃金の単価は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定する必要があり、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を、公募申請の際に 提出していただきます。

なお、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとします。

(6)役務費

「役務費」とは、事業を実施するための、それだけではジビエレストラン事業 の成果とは成り得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、 加工等を専ら行うために必要な経費です。

(7) 委託費

「委託費」とは、ジビエレストラン事業の交付目的たる事業の一部分(例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)を他の者に委託するために必要な経費です。

委託を行うに当たっては、第三者に委託することが合理的かつ効果的な業務に 限り実施できます。

ただし、委託費は、交付金の額の 50%を超えることはできません。また、事業 の根幹を成す業務を委託することはできません。

(8) その他

「その他」とは、事業を実施するための設備の賃借料、労働者派遣事業者からの補助者の派遣を受けるための経費、臨時に補助者を雇用するための経費(賃金を除きます。)、文献購入費、通信運搬費(切手、運送費等)、複写費、印刷製本費、広告費、会議費(会場借料等)、自動車等借上料、事業成果を学会誌等に発表するための投稿料、各種手数料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費です。

第7 事業実施主体及び事業計画の審査

第 12 により提出された応募申請書類について、次に掲げる方法及び手順により 審査します。

1 審査の方法及び手順

(1)書類確認

応募の要件(応募者の資格、交付申請金額、事業期間、重複申請の制限等)について、担当部署において、要件を満たしていることを確認します。

なお、応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除 外します。

(2)書類審査

2に定める審査委員会において、審査を行います。

(3)ヒアリング審査

審査委員会において、申請者(代理も可能とします。)に対するヒアリング審査を必要に応じて実施します。

なお、ヒアリング審査を実施する場合、出席しなかった応募者は申請辞退とみなします。

(4) 最終審査

書類審査及びヒアリング審査の評価結果を踏まえ、交付金交付候補者を選定します。

(5) 交付金交付候補者の決定

審査委員会による審査結果は農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」 といいます。)に提出され、農村振興局長は、交付金交付候補者を最終決定しま す。

なお、同一の事業実施主体が、広域搬入モデル事業又はジビエレストラン事業 の各事業(以下「本事業」といいます。)内における複数の取組を実施すること を妨げません。

2 審査委員会

農林水産省農村振興局に設置する鳥獣被害防止総合対策交付金審査委員会(以下「審査委員会」といいます。)は、外部有識者を含む審査委員(以下「委員」といいます。)により、審査を行います。

また、委員は、委員として取得した一切の情報を、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後であっても第三者に漏洩しないこと、当該情報を善良な管理者の注意義務をもって管理すること等の秘密保持義務を遵守することとしています。

なお、審査の経過は通知しません。提出された事業実施計画の書類等の資料は、 応募者に一切返還しません。

3 審査の観点

審査委員会における審査の具体的な観点は、以下のとおりです。

なお、応募申請書類の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消しがあった応募団体の場合は、この旨を審査に反映します。

また、審査の方法や手順、観点については、変更される場合があります。

(1) 実施内容

- 事業実施計画において、第2に示す事業内容が記載されているか。
- 本事業の趣旨を十分に理解・把握した提案を行っているか。また、偏った内容の計画となっていないか。
- 事業内容及び手法が明確であり、効果を高める工夫が見られるか。

(2) 実施計画

本事業の実施計画及び実施体制が具体的に示されているか。

- 本事業の実施方法及びスケジュールに無理がなく、実現性があるか。
- 事業内容に照らして、資金計画(積算内訳)が妥当なものであるか。

(3) 応募者

- 応募者又はコンソーシアム及び協議会内の民間事業者等は、高い実績を有しているか。
- 応募者は、事業実施上、適正な会計手続を行い得る体制を有しているか。
- 応募者は、本事業を実施する能力・体制を有しているか。

4 審査結果の通知等

審査の結果については、交付金交付候補者が最終決定し次第、速やかに応募者に対してその旨通知します。

最終決定された交付金交付候補者については、その名称及び事業名を農林水産省のホームページ等で公表します。

第8 事業の実施及び交付金の交付に必要な手続等

第7の4により交付金交付候補者の最終決定の通知を受けた応募者は、速やかに 交付金の交付に必要な手続を行うこととなります。

- 1 第7の審査において、修正等を行う必要があるとされた事業実施計画については、交付申請の前に、修正等を行った事業実施計画の提出をしていただきます。
- 2 提出された事業実施計画を確認した結果、適当であると認められたものについては、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱(令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」といいます。)に基づき交付申請書を提出していただきます。提出された交付申請書を審査した結果、適当であると認められた場合には、交付決定の通知をします。
- 3 なお、事業実施計画書及び交付申請書の内容については、審査の過程で修正していただくことがあります。

第9 事業の開始時期等と交付金の支払い

本事業の開始時期は、原則、交付決定の日からとし、事業完了後、交付等要綱に基づき実績報告書に必要書類を添付し、事業完了の日から1か月を経過した日又は4月10日のいずれか早い日までに提出していただきます。その後、提出された実績報告書等について審査し、実際に使用された経費について交付金の額を確定した後、交付金の額の確定通知書を送付するとともに交付金を支払います。

第10 重複申請等の制限

応募者が次のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外され、又は交付金 交付候補者の最終決定若しくは交付金の交付決定が取り消されます。

なお、第2の1の(1)から(4)まで又は第2の2の(1)及び(2)の取組について、複数の取組に申請することは可能です。

1 同一の内容で、既に国から他の補助金等の交付を受けている場合又は採択が決定している場合

なお、国の他の補助金等について採択が決定していない段階で、本事業に申請 することは差し支えありません。

2 不適正経理に伴う応募資格の停止の場合

競争的資金の適正な執行に関する指針(平成 17年9月9日付け競争的資金に 関する関係府省連絡会申し合わせ)に準じて、不適正経理があった者については、 一定期間、本事業への参加は認められません。

第11 事業実施主体の責務等

第8の2により交付金の交付決定を受けた事業実施主体は、本事業の実施及び交付される交付金の執行に当たって、以下の事項について遵守することとします。

1 事業の実施

事業実施主体は、関係法令、交付等要綱等を遵守し、効果的かつ効率的な事業の実施に努めなければなりません。

2 交付金の経理

交付を受けた交付金の経理に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) この交付金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律が適用されます。
- (2) 事業実施主体は、本事業の一部を委託した際の委託費も含めて、交付金全体の適切な経理を行わなければなりません。
- (3) 事業実施主体は、交付金の使用に当たっては、国の契約及び支払に関する 諸規程の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果が挙げられるように 経費の効率的使用に努めなければなりません。
- 3 調査

事業実施期間中、担当部署は、本事業の目的が達成されるよう、事業実施主体に対し、必要な指導及び助言を行うとともに、本事業の進捗状況について必要な調査(現地調査を含みます。)を行います。

事業実施主体は、交付等要綱に基づき事業年度途中における本事業の進捗状況 及び交付を受けた交付金の使用状況を農林水産大臣に報告しなければなりませ ん。

4 評価

事業実施主体は、本事業終了後に、事業成果の波及効果や活用状況等に関する 評価を行わなければなりません。

5 取得財産の管理

本事業により取得した事業設備等の財産の所有権は、事業実施主体に帰属します。ただし、財産管理、処分等に関して、次のような制限があります。

(1)本事業により取得した財産又は効用の増加した財産及び開発・改良等した試作車(機器)等については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、 交付金の交付の目的に従って効果的な利用を図らなければなりません。

なお、事業終了後も農林水産省から実証データ等の提供を求めることがあります。

また、外部からの視察や展示の希望があった際には、可能な限り対応するもの とします。

(2)本事業により取得し、又は効用の増加した財産及び開発・改良等した試作車(機器)等のうち1件当たりの取得価額等が50万円以上の財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に規定する処分の制限を受ける期間において、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

なお、農林水産大臣から承認を受けた財産の処分によって得た収入については、交付を受けた交付金の額を限度として、その全部又は一部を国庫に納付させることがあります。

(3) 本事業により開発・改良等した試作車(機器)等については、本事業で製作した旨を標示してください。

6 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新 案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権(以下「特 許権等」といいます。)が発生した場合には、その特許権等は、事業実施主体に 帰属しますが、特許権等の帰属に関し、事業実施主体は次の条件を守らなければ なりません。

また、本事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に次の条件を守るものとします。

- (1)本事業において得た成果に関して、特許権等の出願又は取得を行った場合に は、その都度遅滞なく農村振興局長に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を第三者が利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4)本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の 一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事 業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に農村振興局長と協議 して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

7 収益状況の報告及び収益の納付

事業実施期間中及び事業実施期間終了後5年間は、毎年度、本事業の成果の実 用化等に伴う収益の状況を、収益が生じた場合は、農村振興局長に報告しなけれ ばなりません。

また、事業実施期間終了後5年間において、事業成果の実用化、知的財産権の 譲渡又は実施権の設定、その他当該事業の成果の他への供与により相当の収益を 得たと認められた場合には、交付を受けた交付金の額を限度として、その収益の 全部又は一部を国庫に納付させることがあります。

8 事業成果等の報告及び発表

本事業の成果及び交付を受けた交付金の使用結果については、事業終了後に、 必要な報告を行わなければなりません。なお、農林水産省は報告のあった本事業 の成果を公表できるものとします。

また、本事業の成果については、農業関係者、国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に事業成果の公開・普及に努めなければなりません。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業による成果であること及び論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記するとともに、公表した資料を農林水産省に提出しなければなりません。

9 その他

(1) 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は 関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体 の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交 付金の交付の目的上ふさわしくないため、次のとおり利益等相当分の排除を行 うものとします。

ア 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が、次の(ア)から(ウ)までのいずれかから調達を受ける場合(他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含みます。)は、利益等排除の対象となります。

- (ア) 事業実施主体自身
- (イ) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (ウ) 事業実施主体の関係会社
- イ 利益等排除の方向
 - (ア)事業実施主体の自社調達の場合 当該調達品の製造原価をもって交付対象額とします。
 - (イ) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(マイナスの場合は、Oとします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(ウ) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象額とします。

これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(マイナスの場合は、Oとします。)をもって取引価格からは利益相当額の排除を行います。

(注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調 達品に対する経費であることを証明するものとします。また、その根拠とな る資料を提出するものとします。

(2) 事業の委託

事業実施主体は、本事業の一部を他のものに委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができます。

(3) その他国の法令等により義務が課せられることがあります。

第 12 応募方法等

1 応募申請書類

3の公募説明会における事業内容、書類作成方法の説明を踏まえ、応募申請書類チェックシートに掲げる書類を作成し、必要部数を以下の応募期間内に応募してください。

なお、第7の審査は提出書類に基づいて行い、チェックシート記載の申請書類 以外の資料は審査委員会では使用できません。

2 提出方法

提出期間及び提出先(問合せ先)等は以下のとおりです。

(1)提出期間

令和5年1月30日(月曜日)~令和5年2月28日(火曜日)17時(必着)

(2)提出先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室

(3) 問合せ先

問合せについては、月曜日から金曜日まで(祝祭日を除きます。)の午前9時30分~午後4時30分(正午から午後1時までを除きます。)とします。 農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室

TEL: 03-3502-8111 (内線 5491)

FAX: 03-3502-7587

(4) 応募申請書類の部数等

必要部数は応募申請書類チェックシートのとおりです。応募書類は必要部数を 1つの封筒に入れ、"ジビエ広域搬入モデル実証支援事業申請書在中"又は、 "ジビエレストラン拡大事業公募申請書在中"と応募する事業名を表に朱書き をして提出してください。

3 公募説明会

本事業にかかる公募及び応募申請に係る説明会を行います。 (オンライン) 令和5年2月8日 (水曜日) 13時30分~15時30分

日程の調整等を行いますので、説明を希望する場合は、上記問い合わせ先まで御連絡ください。

第 13 審査スケジュール

審查委員会:令和5年3月中旬予定

交付金交付候補者の最終決定等の連絡:令和5年3月下旬予定